

## セルビアの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

セルビア共和国は、旧ユーゴスラビアを構成していた共和制国家であり、バルカン半島のほぼ中央にある内陸国である。首都ベオグラードは、旧ユーゴスラビアの首都でもあった。現在の通貨は「ディナール」である。公用語はセルビア語である<sup>2</sup>。

セルビアは、古来より、「緩衝地域の境界」又は「大国同士の戦いの場」となってきた。即ち、古代においては東西ローマ帝国の間にあり、中世においてはオーストリア＝ハンガリー帝国とオスマン帝国の間にあり、第二次世界大戦後のチトー時代においては東西冷戦下の「鉄のカーテン」にあった<sup>3</sup>。これらのことから、セルビアは、以下のとおり、波乱万丈の長い歴史を有する。

6世紀から7世紀頃に、南下したスラブ人が現在のセルビアの地を含むバルカン半島に定住し始めた。一時支配されていた東ローマ帝国の衰退に伴い、1171年にはセルビア王国が建国され、その後、領土を拡大した。しかし、1389年にオスマン帝国に敗れた後は、約5世紀にわたりオスマン帝国に支配され続けた。1817年にはオスマン帝国による支配の下、セルビア自治公国が成立し、1878年にはベルリン条約により、セルビア王国及びモンテネグロ王国が独立した<sup>4</sup>。

1914年、サラエボで、セルビア人青年がオーストリア皇太子夫妻を暗殺したことをきっかけに第一次世界大戦が勃発した（当時、多くのセルビア人は、1908年にボスニア・ヘルツェゴビナがオーストリア領として併合されたことに反発していた）。セルビア及びモンテ

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> セルビア語は、もともとはクロアチア語やボスニア語等とほぼ同じ1つの言語であり、方言程度の違いしかない。クロアチア語及びボスニア語ではラテン文字を使用するのに対し、セルビア語では公式的にはキリル文字を使用するという違いがあるが、通訳無しで全く問題なくコミュニケーションが可能である。最近では、それぞれの標準語が整備されるようになり、若干の違いが生じるようになった（『ニューエクスプレス セルビア語・クロアチア語』（白水社、2010年）8頁）。

<sup>3</sup> シーマ・アヴラモヴィチ著、松本英実訳「セルビア法 ローマ・ビザンツとオーストリアの法伝統の間で」（『国際哲学研究 別冊4 <法>の移転と変容』（東洋大学国際哲学研究センター、2014年）所収）95頁。

<sup>4</sup> 本稿におけるセルビアの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）352頁等を参照した。

ネグロは連合国側につき、オーストリア＝ハンガリー帝国支配下のスロベニア及びクロアチア等と交戦した。

その後、オーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊を受け、1918年に「セルビア人・クロアチア人・スロベニア人王国」が成立した（1929年に「ユーゴスラビア王国」に改称）。ここでは、大セルビア主義的統治が行われた。

第二次世界大戦中の1941年にはナチス・ドイツがセルビアを占領したことから、チトー率いるパルチザンによる闘争が行われた。当時、クロアチアに成立した親ナチス・ドイツの「クロアチア独立国」は、「セルビア人の3分の1を殺害し、3分の1を国外追放にし、3分の1をカトリックに改宗させる」ことを政策目標とし、数多くのセルビア人を迫害し、虐殺した。

第二次世界大戦後の1945年には、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ及びマケドニアも参加して「ユーゴスラビア連邦人民共和国」が成立し（後に「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」に改称）、セルビアは、連邦構成国の一つとなった。ユーゴスラビア社会主義連邦共和国（以下「ユーゴスラビア連邦」という）は、各共和国への権限移譲を進める等、ソ連とは異なる独自の社会主義路線を採ったが、チトー大統領の死去（1980年）はユーゴスラビア連邦の将来に影を落とした。

1990年に行われた選挙でセルビア民族主義のミロシェビッチがセルビア共和国大統領に当選した。1991年にはスロベニア、クロアチア及びマケドニアが、1992年にはボスニア・ヘルツェゴビナが、ユーゴスラビア連邦からの独立を宣言した。とくにクロアチア<sup>5</sup>及びボスニア・ヘルツェゴビナでは、ユーゴスラビア連邦軍との大規模な内戦に突入した<sup>6</sup>。

1992年にはセルビア及びモンテネグロは「ユーゴスラビア連邦共和国」を設立し、1997年にはミロシェビッチが連邦大統領に選出された。1999年にはコソボ紛争が勃発し、NATOによる大規模な空爆が行われたが、結局、ユーゴスラビア連邦共和国がコソボから治安部隊を撤収させ国際警察機構と交替する代わりに、コソボはユーゴスラビア連邦共和国にとどまること合意され、停戦協定が締結された。2000年に失脚したミロシェビッチは2001年に、オランダのハーグにある「旧ユーゴ国際戦犯法廷」(International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY)) に引き渡され、2002年から裁判が開始されたが、2006年にハーグの拘置所で死亡した<sup>7</sup>。「ユーゴスラビア連邦共和国」は2003年に「セルビア・

---

<sup>5</sup> セルビアとクロアチアは双方とも、相手国が1991年から1995年までに大量虐殺（ジェノサイド）を行ったとして、国際司法裁判所に提訴していたが、国際司法裁判所は、2015年2月3日、双方当事者の訴えをいずれも棄却した。

<sup>6</sup> 内戦勃発以後の欧米のマスメディアの報道では、「民族浄化」(ethnic cleansing)を行っているセルビアが一方的に悪いという論調となっていた。「民族浄化」という言葉は、ボスニア・ヘルツェゴビナが依頼した米国のPR企業「ルーダー・フィン社」が世界中に広め、「ボスニア・ヘルツェゴビナ支持、セルビア反対」の国際世論を巧みに作り上げていった。詳しくは、高木徹著『ドキュメント 戦争広告代理店』（講談社、2002年）を参照されたい。

<sup>7</sup> このほか、2008年にはカラジッチが、2011年にはムラジッチが、大量虐殺等の罪で拘束された。なお、ICTYでは、刑罰は拘禁刑のみであり、死刑は無い。

モンテネグロ」という名称に変更され、緩やかな国家連合となったが、結局、2006年にモンテネグロで行われた住民投票の結果に従いモンテネグロは独立することとなり、これに合わせてセルビアも独立した。2008年にコソボ自治州議会が一方的に独立宣言を採択した<sup>8</sup>ことに対して、セルビアはこれを違法として強く反発したが、EU加盟という目標があるため、2013年にセルビアとコソボの関係改善が合意された。

セルビアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。最も基本的な法律である民法についていえば、後述するとおり、1844年セルビア民法典は、フランス、オーストリア、オランダに次ぎ、ヨーロッパで4番目に編纂された民法典であった。これは、とくに1811年オーストリア民法典を参考にして起草されたものであったが、セルビアの旧来の家父長制的家族制度の法伝統を残しつつ、ローマ法、慣習法、教会法、シャリーア法、フランス民法典の影響も受けていた。社会主義体制下においてはソ連法の影響も受けたが、ユーゴスラビア連邦では各国が異なる法制度を有し、ユーゴスラビア連邦自体もソ連とは距離を置いた独自路線を歩んだため、ソ連法の影響は、他の東欧諸国ほど強くはなかったといえる。そして最近では、セルビアが加盟を目指しているEU法の影響が強くなっている。このように、セルビアの法制度は、各時代において、様々な形で国外の法制度の影響を受けてきたということが、その特徴の1つであるといえる。

## II 憲法

### 1 総説

セルビアの現行憲法は、国民投票を経て、2006年に制定されたものである。

セルビア憲法は、「第1章 憲法原理」において、法の支配(3条)、権力分立(4条)等について規定する。また、10条によると、公用語はセルビア語であり、キリル文字を使用するものとされている。

セルビア憲法の主な体系は、表1のとおりである。

表1：セルビア憲法の主な体系<sup>9</sup>

|                    |               |           |
|--------------------|---------------|-----------|
| 第1章 憲法原理           |               | 第1条～第17条  |
| 第2章 人間及び少数者の権利及び自由 | 第1節 基本原理      | 第18条～第22条 |
|                    | 第2節 人間の権利及び自由 | 第23条～第74条 |

<sup>8</sup> コソボの独立を認め国家承認した国は、2014年5月現在で107か国(日本を含む)であるが、国内に民族問題を抱えるスペイン及びロシア等はコソボを国家承認していない(『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』(二宮書店、2015年)342頁)。

<sup>9</sup> セルビア憲法の英訳は、セルビア憲法裁判所の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.ustavni.sud.rs/page/view/en-GB/235-100028/constitution>

|                    |                     |                 |
|--------------------|---------------------|-----------------|
|                    | 第 3 節 少数民族に属する人々の権利 | 第 75 条～第 81 条   |
| 第 3 章 経済体制及び財政     | 第 1 節 経済体制          | 第 82 条～第 90 条   |
|                    | 第 2 節 財政            | 第 91 条～第 96 条   |
| 第 4 章 セルビア共和国の権限   |                     | 第 97 条          |
| 第 5 章 統治機構         | 第 1 節 国民議会          | 第 98 条～第 110 条  |
|                    | 第 2 節 共和国大統領        | 第 111 条～第 121 条 |
|                    | 第 3 節 内閣            | 第 122 条～第 135 条 |
|                    | 第 4 節 行政            | 第 136 条～第 137 条 |
|                    | 第 5 節 市民権擁護者        | 第 138 条         |
|                    | 第 6 節 セルビア軍         | 第 139 条～第 141 条 |
|                    | 第 7 節 裁判所           | 第 142 条～第 152 条 |
|                    | 第 8 節 高等司法評議会       | 第 153 条～第 155 条 |
|                    | 第 9 節 検察庁           | 第 156 条～第 165 条 |
| 第 6 章 憲法裁判所        |                     | 第 166 条～第 175 条 |
| 第 7 章 地域の機構        | 第 1 節 州の自治及び地方自治    | 第 176 条～第 181 条 |
|                    | 第 2 節 自治州           | 第 182 条～第 187 条 |
|                    | 第 3 節 地方自治          | 第 188 条～第 193 条 |
| 第 8 章 憲法適合性及び法律適合性 |                     | 第 194 条～第 202 条 |
| 第 9 章 憲法改正         |                     | 第 203 条～第 205 条 |
| 第 10 章 最終規定        |                     | 第 206 条         |

## 2 統治機構

### (1) 国民議会

一院制を採るセルビアの国民議会は、最高の代表機関であり、立法権を有する（98条）。

国民議会の権限としては、①憲法の制定・改正の決定、②国境の変更の決定、③レファレンダム（国民審査）の請求、④条約の批准、⑤宣戦布告、⑥法令の制定、⑦予算の議決等が挙げられる（99条1項）。また、国民議会は、①内閣を選出すること、②憲法裁判所裁判官を任命・罷免すること、③最高破毀裁判所長官、裁判所長官、検事総長、検察官、裁判官等を任命・罷免すること、④セルビア国立銀行の頭取を任命・罷免すること、⑤市民権擁護者（オンブズマン）を任命・罷免すること等を行うことができる（99条2項）。

国民議会は、国民の直接・秘密選挙で選ばれた 250 名の議員により構成される（100条1

項)。議員の任期は4年である(102条1項)。

大統領は、内閣の提案に基づき、国民議会を解散する権限を有する(109条1項)。内閣は、内閣の不信任又は信任のために、国民議会を解散する提案をしてはならない(同条2項)。国民議会は、招集後90日以内に内閣を選出することができなかつたときは、解散するものとされる(同条3項)。

## (2) 大統領

セルビアの国家元首である大統領は、国民の直接・秘密選挙により選出され(114条1項)、任期は5年であり(116条1項)、3選は禁止されている(同条3項)。

大統領の権限としては、①国内及び国外においてセルビア共和国を代表すること、②法律を公布すること、③国民議会に対し、首相候補者を提案すること、④内閣の提案に基づき、大使を任命・罷免すること、⑤外国の外交使節の信任状を受理すること、⑥犯罪者の赦免を行うこと等が挙げられる(112条)。このように、大統領の権限の多くは儀礼的なものである。

大統領は、国民議会が法律案を議決した後15日以内にそれを公布するか、国民議会に対し書面をもって再審理を要請しなければならない。もし、国民議会が議員総数の過半数により当該法律案を再議決したときは、大統領は当該法律案を公布しなければならない(113条)。

## (3) 内閣

行政権を担う内閣は、首相、副首相及び閣僚により構成される(125条1項)。

内閣の権限としては、①政策を立案すること、②法律及び議会の決議を執行すること、③法律を執行するために政令を制定すること、④法律案等を議会に提出すること、⑤行政機関の職務を指導、調整及び監督すること等が挙げられる(123条)。

内閣は、国民議会の終了時期まで存続する(128条1項)。また、内閣不信任決議、国民議会の解散、大統領の辞任等の事由が生じたときは、終了する(同条3項)。内閣又は構成員に対する不信任決議は、60名以上の議員により要求することができる(130条1項)。

## (4) 裁判所

司法権は、裁判所に帰属する(143条1項)。

通常の司法判断を行う裁判所の最高機関は、最高破毀裁判所である(同条4項)。最高破毀裁判所は、ベオグラードに置かれる(同条5項)。最高破毀裁判所長官は、高等司法評議会の提案を受け、議会により選出される。最高破毀裁判所長官の任期は5年であり、再任はできない(144条2項)。

下級裁判所の裁判官の任期は終身とされる(146条1項)。但し、最初に任官したときの任期は3年とされる(同条2項)。高等司法評議会の提案により、国民議会は、裁判官を選

出する（147条1項）。高等司法評議会は、終身任期の裁判官を選出する（同条3項・4項）。

裁判官は、独立して職権を行い、憲法及び法律にのみ責任を負う（149条1項）。裁判官の職務執行に影響を及ぼすことは、禁止される（同条2項）。裁判官は、政治的行為に関わってはならない（152条1項）。

「司法評議会」は、司法権の自律性・独立性を保障するための、自律し独立した組織である（153条1項）。司法評議会の評議員は11名で構成され（同条2項）、その内訳は、最高破毀裁判所長官、法務大臣、国民議会の関連委員会の長、その他8名の国民議会により選出された者（そのうち6名は終身任期の裁判官でなければならない）である。評議員の任期は5年である（153条5項）。司法評議会は、憲法及び法律に従い、裁判官の指名、罷免を行い、初めて裁判官に選出される者について国民議会に対し提案を行い、最高破毀裁判所長官及び各裁判所長官について国民議会に対し提案を行う等の職権を行使する（154条）。司法評議会の決定に対しては、憲法裁判所に上訴することができる（155条）。

#### （5）憲法裁判所

憲法裁判所は、法律等の合憲性及び合法性の審査等の権限を有する裁判所である（166条1項）。

憲法裁判所の権限としては、①法令及び条約の憲法適合性の審査、②規則の法律適合性の審査等が挙げられる（167条）。

憲法裁判所は、15名の裁判官から構成される。そのうち5名は国民議会により、5名は大統領により、5名は最高破毀裁判所により、それぞれ選出される。憲法裁判所裁判官の任期は9年である（172条1項）。

#### （6）市民権擁護者（オンブズマン）

市民権擁護者（オンブズマン）は、市民権を保護し、行政機関の職務執行を監視し、財産権の法的保護を具体化する、独立した国家機関である（138条1項）。市民権擁護者は国民議会により任命・罷免される（同条3項）。市民権擁護者は、議会の議員と同様に、免責特権が与えられる（同条5項）。

### 3 人権

人権については、憲法の「第2章 人間及び少数者の権利及び自由」において、詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、セルビア憲法においても、同様に保障されている。セルビア憲法の特徴的な規定として、例えば、以下のものが挙げられる。

- ①死刑は廃止されている（24条2項）。
- ②人間のクローニングは禁止されている（24条3項）。
- ③何人も、本人の同意なくして、医学的・科学的な実験の対象とはされない（25条3項）。

- ④戦争犯罪、ジェノサイド又は人道に対する犯罪の刑事訴追又は刑罰の執行は、時効にかからない（34条5項）。
- ⑤良心的兵役拒否及び代替役務が明文で規定されている（45条）。
- ⑥人種・民族・宗教等への憎悪を扇動する行為（ヘイト・スピーチ）は、禁止され、処罰される（49条）。
- ⑦科学的・芸術的活動の自由の保障が明文で規定されている（73条）。
- ⑧少数民族に属する人々の権利につき詳細な規定を置いている（75条～81条）。とくに、強制同化及び民族構成の人為的変更を明文で禁止する規定等が注目される（78条）。

#### 4 法令及び判決例

セルビアにおける法源には、憲法、国際条約、法律、その他の規則等がある。このように、セルビアの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。セルビアの裁判所による判決については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていないが、上級裁判所による過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有する。

#### 5 欧州連合（EU）との関係

セルビアは、2000年に国連に加盟した。EUには2009年に加盟申請し、2010年に正式な加盟候補国となったが、まだ加盟は実現していない。「欧州への回帰」を目指すセルビアは、EU加盟を実現するため、EUの基準に合わせるための大規模な法改正を実施し、旧ユーゴ国際戦犯法廷（ICTY）に対する協力（旧ユーゴ紛争時の戦犯の引渡し）を行い、また、コソボとの紛争を解決する等の努力を続けているところである。

セルビアは、今後も、ますます、EU法の影響を強く受けるようになると思われる。

### III 民法

セルビアで最初に法典化された民法典は、1844年に成立したものである。この1844年セルビア民法典は、フランス、オーストリア、オランダに次ぎ、ヨーロッパで4番目に編纂された民法典であった。とくに1811年オーストリア民法典を参考にして起草されたが、セルビアの旧来の家父長制的家族制度の法伝統を残しつつ、ローマ法、慣習法、教会法、シャリーア法、フランス民法典の影響も受けていた。条文数は、1811年オーストリア民法典が1502か条であったのに対し、1844年セルビア民法典は950か条であったことから、1844年セルビア民法典は1811年オーストリア民法典の簡略版であるといわれることがある（但し、親族法・相続法についてはセルビアの旧来の伝統が色濃く残っている）。1844年セルビア民法典は、1945年に「ユーゴスラビア連邦人民共和国」が成立するまでの約100年間にわたり適用された。その後も1844年セルビア民法典の法原則は承認され、今日における裁判所の判決においても1844年セルビア民法典の下での解釈が引用されることがある

10. とくに 1978 年の債務法は、その大部分について、1844 年セルビア民法典を参考に策定された。

現在のセルビアでは、民法分野の個別の法律が制定・施行されている。例えば、債務法、財産関係法、不動産取引法、国家不動産調査・登録法、担保法等がある<sup>11</sup>。セルビアが EU 加盟交渉を開始してからは、法制度の EU 化がますます加速化している。

#### IV 商法・会社法

セルビアの最初の商法典は、1860 年に採択されたものであった。

セルビアの現行の会社法は、2011 年に制定され、2012 年に施行されたものである。これは、2004 年会社法に取って代わるものであり、セルビアの会社法制度を EU の基準に合わせるために改正された。2011 年会社法によると、全ての会社は、少なくとも 1 名の自然人の代表者を有しなければならない。

セルビアに投資しようとする外国企業は、セルビアに子会社たる現地法人を設立することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するセルビア法人である。

外国企業がセルビアに現地法人を設立する際に多く利用される主な会社は、表 2 のとおりである。

表 2：セルビアで設立が認められている主な会社

| 名称     | 英語／セルビア語（略称）   | 説明  |
|--------|--|---|
| 有限責任会社 | Limited liability company／<br>Društvo sa ograničenom<br>odgovornošću (d.o.o.); | 出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。出資は金銭でも現物でも可。自然人又は法人による一人会社も可。設立時における最低資本金は 100 ディナール（約 1 ユーロ）。定款に別段の定めがない限り、出資持分の譲渡は自由である。出資持分の優先譲受権は、定款により排除できる。最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に利用される。 |
| 株式会社   | Joint-stock company／<br>Akcionarsko društvo (a.d.)                             | 出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。出資は金銭でも現物でも可。自然人又は法人による一人会社も可。設立時における最低資本金は  |

<sup>10</sup> アヴラモヴィチ・前掲書 100～102 頁。

<sup>11</sup> Slaven Moravcevic 著「Serbia: The International Comparative Legal Guide To: Real Estate - Serbia」<http://www.mondaq.com/x/228958/>

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | 3,000,000 ディナール (約 30,000 ユーロ)。<br>比較的大規模な会社に適する。 |
|--|--|---|

有限責任会社は、最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に適する会社形態である。自然人又は法人による一人会社も可能である。設立時における最低資本金として100 ディナール(約1 ユーロ)が必要とされている。出資は金銭出資でも現物出資でもよい。

これに対し、株式会社は、比較的大規模な会社に適するものである。こちらも、自然人又は法人による一人会社も可能である。設立時における最低資本金は3,000,000 ディナール(約30,000 ユーロ)である。

会社の機関については、有限責任会社と株式会社のいずれの場合であっても、1層制(株主総会と取締役(会)を設置)又は2層制(株主総会、監査役会と取締役(会)を設置)を選択できる。

外国法人は、表2に掲げた会社形態のセルビア法人を設立することもできるが、セルビア国内に登記した支店又は駐在員事務所を設置することもできる。支店及び駐在員事務所は、セルビア法人ではなく、外国法人の一部であり、外国法人自身が責任を負うことになる。駐在員事務所はセルビアでビジネス活動を行うことはできないが、實際上、情報収集、マーケティング等の目的に利用される。

## V 民事訴訟法

セルビアの最初の民事訴訟法典は、1853年に採択されたものである。

現在、セルビアの民事事件に関する裁判所は、通常裁判所の系列と、商事裁判所の系列に分かれる。通常裁判所の系列は、地区裁判所(138か所)、地方裁判所(30か所)及び最高破毀裁判所(1か所)の三層から成り、商事裁判所の系列は、商事裁判所(16か所)及び高等商事裁判所の二層から成る。地区裁判所は、主に自然人を当事者とする民事事件を管轄するが、商取引に関する紛争でない場合は、例外的に法人を当事者とする民事事件を管轄する。地方裁判所は地区裁判所の第一審判決に対する控訴事件を管轄するとともに、知的財産権侵害訴訟(少なくとも一方当事者が自然人の場合)を管轄する。最高破毀裁判所は上訴事件を管轄する。商事裁判所は、商取引に関する紛争事件を管轄する。法人と自然人の取引に関する紛争事件は原則として通常裁判所の管轄となるが、当該自然人が事業主である場合には商事裁判所の管轄となる。また、倒産手続における紛争事件は全て商事裁判所が管轄する<sup>12</sup>。

セルビアの民事訴訟法は、2014年に改正された。主な改正点は、以下のとおりである<sup>13</sup>。

<sup>12</sup> Milena Djordjevic 著「Dispute Resolution System in Serbia」(2009年)  
<http://www.cisg.law.pace.edu/cisg/text/Serbia.html>

<sup>13</sup>

- ①第一審の審理は従来は 1 名の裁判官による単独体により行われていたが、改正により、基本的に、1 名の裁判官と 2 名の参審員の合計 3 名の合議体により行われることとなった。但し、例外的に、知的財産侵害訴訟、消費者訴訟、商事訴訟、労働訴訟等については、従来どおり単独体の審理が存置された。
- ②訴訟代理権を有する者の範囲が制限されている。個人を訴訟代理できるのは、弁護士、直系親族、兄弟姉妹、配偶者、無償法律援助を提供する資格を地方自治体から受けた司法試験合格者である。労働訴訟において従業員側当事者を労働組合の司法試験合格者が訴訟代理するときは、司法試験合格者である従業員が使用者側当事者を訴訟代理できる。
- ③確定判決の執行に含まれない追加の法的補償の再審査の認められる範囲が拡張された。従来は、訴額が 30 万ユーロ以上の商事事件及び 10 万ユーロ以上の民事事件の場合に再審査が認められたが、改正により、それぞれ 10 万ユーロ及び 4 万ユーロに基準が引き下げられた。
- ④セルビア共和国に対する訴訟を提起するとき、従来は、原告が提訴前に国務長官との調停を前置することが義務付けられていたが、改正により、撤廃された。

## VI 刑事法

セルビアの最初の刑法典は、プロイセン刑法典の影響の下、1860 年に採択された。

セルビアの刑法による麻薬犯罪は、薬物の種類に関わらず、一律に法定刑を規定している。麻薬の製造、販売、購入は 5 年以上の拘禁刑となり、集団で犯した場合は 7 年以上の拘禁刑となる。麻薬の単純所持は罰金刑又は 3 年以下の拘禁刑となる。他人に麻薬使用を唆した者は 10 年以下の拘禁刑となるが、唆された者が未成年者である場合は 3 年以上の拘禁刑となる。

また、セルビアの最初の刑事訴訟法典は、1865 年に採択された<sup>14</sup>。

セルビアの刑事手続の概要は、現行の刑事訴訟法典によると、次のとおりである。捜査は、検察官が予審判事に手続の開始を請求することによって開始する。予審判事は、検察官の請求に理由があると考えるときは、捜査開始決定を下す。予審判事は被疑者を取り調べ、勾留質問を行い、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる十分な証拠があるか否かにつき決定する。十分な証拠があると考えられる場合、事件は公判に付される。公判を担当する判事は、公判審理を行った後、有罪又は無罪の判決を下す。

10 年以下の拘禁刑の犯罪に関する刑事事件は、地区裁判所が管轄する。地区裁判所の判決に対する控訴事件は、地方裁判所が管轄する。また、地方裁判所は、未成年者による犯罪に関する事件及び反政府活動事件の第一審管轄裁判所ともなる。

---

<http://www.bdklegal.com/bdknowledge/newsletter/dispute-resolution/557-serbia-amendments-to-the-law-on-civil-procedure-new-law-on-mediation>

<sup>14</sup> アヴラモヴィチ・前掲書 101 頁。

2003年には、戦争犯罪特別法廷がセルビアの裁判所制度に設置された。当該法廷は、通常の刑法犯だけでなく、人道に対する犯罪や国際法違反の犯罪等についても管轄権を有する。ベオグラード地方裁判所の戦争犯罪特別法廷には、9名の裁判官及び2名のアシスタントがおり、セルビアにおける戦争犯罪の第一審を審理してきた。同様に、戦争犯罪検察局も2003年から運営を開始してきた<sup>15</sup>。

## Ⅶ 参考資料

以上、セルビア法の概要を簡単に紹介してきたが、セルビア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

セルビア法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Guide to Legal Research in Serbia」<sup>16</sup>等が参考になる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.5』（国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第32回 セルビア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>15</sup> <https://apps.americanbar.org/rol/publications/serbia-legal-system-eng.pdf>

<sup>16</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/serbia1.htm>